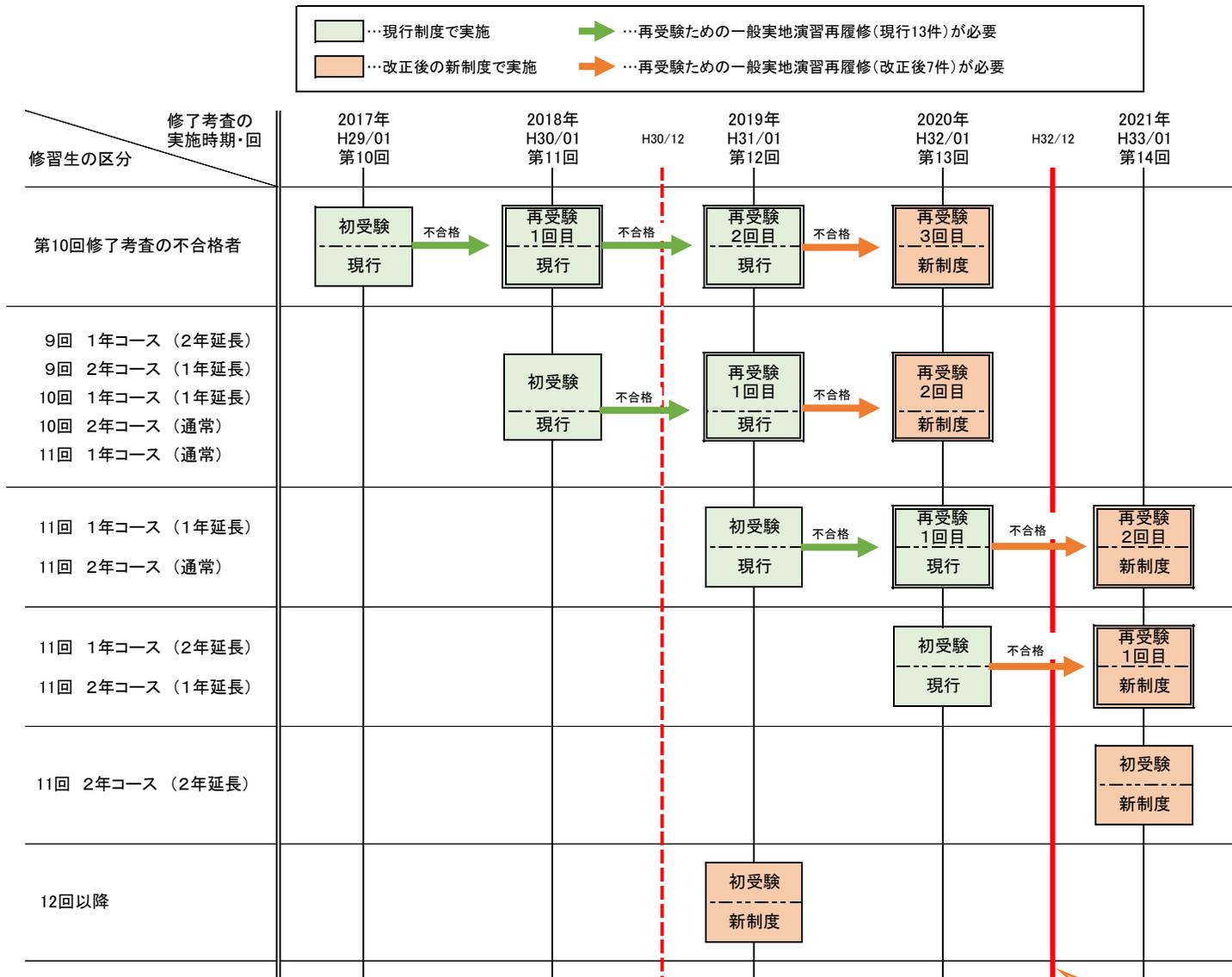


改正後修了考査への移行時期について (改正規程・改正細則における附則第2条及び第3条関係)



※ 第9回実務修習以降、3年コースの受講者はいない。

【 経過措置 】
第11回以前の修習生は、平成30年12月1日後に実施される修了考査を再受験する場合、1回に限り、現行の修了考査の制度で受験することができる。

【 完全移行 】
平成32年12月1日後に実施される修了考査からは、すべての修習生について、改正後の修了考査の規定を適用する。